

- いじめ重大事態調査については、調査内容の詳細が決まっていないため、各事案によって、膨大な調査項目を調査しているケースや自殺の動機といじめとの因果関係の証明を行っているケースもあり、任意の調査において調査組織に過度な負担を強いていないかといった課題や自治体等の経験値に差があり、経験の少ない自治体等では、調査組織の立ち上げの遅れや調査の長期化につながっているとの課題も指摘されているところ。

<今後の論点>

- 重大事態調査は、当該いじめ事案への対処及び再発防止策の検討を目的とするものであることを踏まえつつ、国において標準的な調査項目や調査すべき内容を示していくことが必要ではないか。
- 重大事態調査の経験が少ない学校設置者等を念頭に、重大事態調査の実施に当たり必要な一連の対応やノウハウ・留意点等を示してはどうか。また、第三者性を確保した調査委員の人選に関する仕組みを構築するほか、法や基本方針に則り、適切な調査がなされるよう、調査委員を担える人材を育成していく必要があるのではないか。

<重大事態調査報告書の分析、活用の方向性>

- 重大事態調査報告書を国において、収集・分析することを通じて、
 - ① 重大事態に至るケースに共通する要素（いじめの背景・原因、学校等の対応における課題点等）を把握し、重大事態への対処の改善・強化を図るとともに、未然防止策の構築につなげる。
 - ② 文部科学省、こども家庭庁の重大事態事案における助言、支援機能の改善・強化につなげる。
 - ③ 重大事態調査に係る混乱や現場の困り感の解消に向けて、迅速かつ適切な重大事態調査の運用の在り方や調査すべき内容を検討。
 - ④ 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討。
- なお、国による分析は、個別の調査報告書について評価を行うものではなく、あくまで、法に基づく重大事態調査の適切な運用や未然防止対策の検討を目的として実施するものとする。

【参考】「いじめ重大事態調査」の位置付けについて

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（抄）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定：平成29年3月最終改定）

4 重大事態への対処

(1)学校の設置者又は学校による調査

- ・（前略）法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

いじめ重大事態調査の趣旨、目的は、

- ✓ 重大事態への対処及び再発防止の検討
- ✓ いじめの事実関係を網羅的に明確にすることであり、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること
- ✓ 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない